

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 外国子会社合算税制の改正（企業集団等所得課税規定を適用する外国関係会社）

平成31年度税制改正において、外国関係会社が連結納税規定やパススルー課税規定を適用している場合における租税負担割合、適用対象金額及び外国税額控除の計算方法等について改正が行われました。これらの計算において、その本店所在地国等の法人所得税（外国法人税）に関する法令の規定から連結納税規定及びパススルー課税規定（企業集団等所得課税規定）を除いた規定を適用して計算することが改正の骨子です。

### 1. 企業集団等所得課税規定

企業集団等所得課税規定は、連結納税規定とパススルー課税規定に分類できます（措令39の15⑥）。

#### 1) 連結納税規定

連結納税規定とは、以下の二つの要件を満たす外国法人の本店所在地国の法令の規定です（措令39の15⑥一）。

- ① 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課すること
- ② 当該企業集団に属する一の外国法人のみが納税申告書に相当する申告書を提出すること

連結納税規定には、本店所在地国が無税国であった場合に、本店所在地国以外の連結納税規定も含まれます（措令39の15⑥二）。例えば、バミューダなどの無税国に所在する外国関係会社が、米国税法上の米国法人として取り扱われ、米国の連結納税規定の規定を受ける場合の当該連結納税規定です。

#### 2) パススルー課税規定

パススルー課税規定とは、外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定です（措令39の15⑥三）。

### 2. 企業集団等所得課税規定を除いた規定による計算等

#### 1) 所得の金額の計算

租税負担割合、適用対象金額（基準所得金額）及び外国税額控除の計算において、「本店所在地国の法人所得税（外国法人税）に関する法令の規定により計算した所得の金額」から「企業集団等所得課税規定」を除くこととされました（措令39の15②、39の17の2②一、39の18①）。その具体的な計算方法として、解釈通達において「原則法」と「簡便法」が規定されています。

##### ① 原則法

外国関係会社が連結納税規定の適用を受けている場合には、当該外国関係会社の属する企業集団の所得ではなく、当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとし、パススルー課税の適用を受けている場合には、外国関係会社の所得を当該外国関係会社の株主等の所得として取り扱わないものとして計算します（措通66の6-21の2）。つまり、単体納税制度の規定により計算し直した所得の金額を用います。

##### ② 簡便法

企業集団等所得課税規定の適用がある場合、所得の金額を計算する過程において、外国関係会社の単体納税制度により計算される所得の金額、それに近似する金額や計算要素が用いられることがあります。その場合、企業集団等所得課税規定の適用がある場合に計算された所得の金額の計算の基礎と



# Grant Thornton

An instinct for growth™

なる書類等に記載された金額を基礎として算出される方法が合理的なものであれば、その算出された所得の金額は企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算された所得の金額として取り扱って差し支えないこととされています（措通 66 の 6-21 の 4）。

## 2) 法人所得税の額（外国法人税の額）

租税負担割合、適用対象金額（基準所得金額）及び外国税額控除の計算過程において使用する法人所得税の額（外国法人税の額）は、上記 1）における「原則法」又は「簡便法」を用いて算出した所得の金額に対して、本店所在地国の単体納税制度の規定を当てはめて計算される税額を用います（措令 39 の 15②八・十五、同⑤二、39 の 17 の 2②二、39 の 18①）。

### お見逃しなく！

上記の改正のうち、は、租税負担割合及び適用対象金額（基準所得金額）に関するものは、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に係るものに限り）を計算する場合について適用されます。

外国税額控除に関するものは、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の課税対象金額等（外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係るものに限り）に係る外国法人税の額について適用されます。